

## 自家用有償旅客運送を選択した理由等

	一般乗合旅客自動車運送事業 (緑ナンバー)	自家用有償旅客運送 (白ナンバー)
運行形態	主に路線を定めて定期的に運行する自動車で不特定多数の旅客を乗り合わせて運送する事業	地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため市町村等自らが保有する車両を使用して旅客の輸送を行うこと
法律上の定義	道路運送法第3条に規定	道路運送法第78条に規定
事業開始の手続き	道路運送法第4条による許可制度	道路運送法第79条による登録制度
手続きの期間	約3ヶ月（地域公共交通会議で協議が調った場合は約2ヶ月）	約1ヶ月
車両整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「道路運送車両法」の規定に基づく車両整備が必要。</li> <li>・既存の車両自体が事業用として使用できないこともある。</li> </ul>	左の記述の法的規制はなく、既存の車両が利用できるため、車両整備に係る費用の軽減が見込まれる。



- ① 本市では、「九州オルレ」に認定された「みやま・清水山コース」が本年2月にオープンし、新たな観光コースとして多くの来訪者を迎えているが、コース出発点までの公共交通機関がないため、一刻も早い整備が必要となっている。
- ② 既存車両の有効活用を考え、現在の福祉バスをコミュニティバスとして利用するにあたっては、「自家用有償旅客運送」の場合には事業用自動車として車検を受け直す必要もなくそのまま利用することが可能である。
- ③ そのため、運行当初は「自家用有償旅客運送」とし、今後、地域公共交通網形成計画を策定し、コミュニティバスの運行改善や利用促進について検討するとともに、運行形態については、安全性や運行の責任など総合的に勘案し、一般乗合旅客自動車運送事業者へ運行委託についても検討を行うものとする。

※現在、コミュニティバス運行の早期実施が求められており、今後、一般乗合旅客自動車運送事業者への委託に向けて、総合的な検討結果が整理されるまでは「自家用有償旅客運送」を選択するものである。